

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	

1 個人県民税

所得割の非課税限度額の引下げ

改正案	所得金額	$35\text{万円} \times \text{家族数} + \text{加算額 } 32\text{万円}$	(2,714千円)
現行	所得金額	$35\text{万円} \times \text{家族数} + \text{加算額 } 35\text{万円}$	(2,757千円)

(注) 1 加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

2 ( )は、夫婦2人の給与所得者の場合の非課税限度給与収入額  
(18年度分から適用)

2 不動産取得税

土地・住宅に係る税率の引下げ措置の延長

- ・土地・住宅に係る税率の引下げ措置(4% 3%)を3年延長。
- ・店舗、事務所等、住宅以外の家屋に係る税率の引下げ措置を廃止。(ただし、経過措置として2年間に限り3.5%)

3 自動車税・自動車取得税

自動車税のグリーン化の延長

軽減対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化した上で2年延長。

軽減対象車	措置内容
「17年排出ガス基準75%低減達成車」かつ「平成22年度燃費基準+10%達成車」	税率を概ね2.5%軽減
「17年排出ガス基準75%低減達成車」かつ「平成22年度燃費基準+20%達成車」	税率を概ね5.0%軽減

(注1)平成18・19年度の新車新規登録車を対象に登録の翌年度1年間軽減

(注2)新車新規登録から11年超のディーゼル車及び13年超のガソリン車・

LPG車に対し、税率を概ね10%重課(電気・天然ガス・メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引自動車は対象外)

- ・低燃費トラック等で、(A)17年排出ガス規制に適合し、かつ、17年自動車排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないもの、及び(B)17年排出ガス規制に適合したものに係る自動車取得税の税率の特例措置を創設。

対象車	通常の税率	(A)の場合	(B)の場合
自家用(軽自動車を除く)	5%	-2%	-1%
営業用、軽自動車	3%	-2%	-1%

(注)平成18年4月1日から平成20年3月31日までの取得について適用

4 県たばこ税

税率の引上げ

- ・ 旧3級品以外：1,000本につき 現行 969円 改正案1,074円
- ・ 旧3級品 :1,000本につき 現行 461円 改正案 511円

(18年7月1日施行)

5 愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正に伴う他条例の改正(附則改正)

愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正

- ・ 土地に係る不動産取得税の不均一課税に係る引下げ措置(0.4% 0.3%)の1年延長(ただし、家屋については、経過措置として0.35%)

愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正

- ・ 土地に係る不動産取得税の不均一課税に係る引下げ措置(0.4% 0.3%)の1年延長(ただし、家屋については、経過措置として0.35%)

施 行 日

平成18年4月1日